

在宅酸素療法（HOT）等スポット整備にかかる  
携帯型発電機の譲渡に関する覚書

徳島県（以下「甲」という。）と吉野川市（以下「乙」という。）は、災害時における在宅酸素療法等専用スポット整備にかかる携帯型発電機（以下「発電機」という。）の譲渡及びその運用について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、在宅酸素療法患者をはじめとする医学的管理が必要な要配慮者に対し、災害時における酸素療法等を継続するため、甲が乙に譲渡する発電機の運用、維持管理、及び経費負担等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（発電機の譲渡等）

第2条 甲は、別表に記載された発電機及び付属品を乙に譲渡する。

（災害時における発電機の使用順位）

第3条 乙は、災害時に必要に応じ、施設内において次の順位で発電機を使用する。

- 1 在宅酸素療法患者への酸素療法に必要な電源の確保
- 2 人工呼吸器や吸引器など、生活維持に必要な医療機器の電源の確保
- 3 その他医学的管理が必要な要配慮者の対処に必要な電源の確保
- 4 施設に医学的要配慮者の避難がない場合は、施設の維持管理に必要な電源の確保

（平時における発電機の使用）

第4条 乙は、災害時に発電機を円滑に運用できるよう、平時から訓練等で使用に努める。

（費用負担）

第5条 発電機の維持管理等に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- （1）保守点検は、乙が負担する。
- （2）燃料代等の発電機稼働に必要な経費は、乙が負担する。
- （3）発電機の使用において、第三者に被害を及ぼした場合の賠償については、乙が負担する。

（その他の運用）

第6条 その他必要がある場合は甲乙協議の上、別に定めることができる。

（有効期間）

第7条 本覚書は、締結時から発効し、発電機の配置を廃止したときに、終了する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月1日

甲 徳島県  
徳島県知事 後藤 田 正 純



乙 吉野川市  
吉野川市長 原 井 敬



別表

配置する発電機の形式及び数量並びに付属品

型 式	やまびこインバータ発電機 IEG-1800M-Y	数 量	3 台
付属品	30mコードリール、10Lガソリン携行缶		